

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	法定調書に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、法定調書に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和6年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法定調書に関する事務
②事務の概要	所得税法に基づき、区からの給与、賃金、報酬、謝礼、委託料等の支払いでその支払いが法定調書作成の対象となるものについて、各所属から支払台帳に基づいて作成された法定調書データを集約し、市区町村及び税務署へ提出する。 これらの業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 各所属から提出された法定調書データの集約、内容確認 2 法定調書の作成 3 市区町村へEltaxにより報告するための提出用データ作成 4 税務署へ媒体により報告するための提出用データ作成 5 本人への源泉徴収票の交付
③システムの名称	(職員給与)人事給与システム、(職員給与以外)財務情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
法定調書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(職員給与)総務部人事課、(職員給与以外)会計管理室会計課
②所属長の役職名	(職員給与)人事課長、(職員給与以外)会計課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	(職員給与)総務部人事課給与係、(職員給与以外)会計管理室会計課出納係 郵便番号153-8573 目黒区上目黒2-19-15
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(職員給与)総務部人事課給与係 電話番号 03-5722-9374(人事課給与係) (職員給与以外)会計管理室会計課出納係 電話番号 03-5722-9734(会計課出納係)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得及び本人確認を徹底して行っている。また、財務情報システム登録時・特定個人情報の記載がある申請書等の保管時・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄時における複数職員による確認を厳守している。なお、住基ネット照会は一切行っていない。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザー認証の管理、アクセス権限の発効及び失効の管理に関して、庁内ネットワークの管理部門と連携し、権限のない者が使用できないように制御している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	人事給与システム、Microsoft Office Accessにより構築した人事給与システム補助ツール	人事給与システム	事後	
令和4年12月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第3項並びに主務省令（※）第24条の2の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第4項	事後	
令和5年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	Ⅳリスク対策 8. 監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部点検	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	人事給与システム	(職員給与)人事給与システム、(職員給与以外)財務情報システム	事前	
令和6年11月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部人事課	(職員給与)総務部人事課、(職員給与以外)会計管理室会計課	事前	
令和6年11月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	人事課長	(職員給与)人事課長、(職員給与以外)会計課長	事前	
令和6年11月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部人事課給与係 郵便番号153-8573 目黒区上目黒2-19-15	(職員給与)総務部人事課給与係、(職員給与以外)会計管理室会計課出納係 郵便番号153-8573 目黒区上目黒2-19-15	事前	
令和6年11月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	総務部人事課給与係 電話番号 03-5722-9374	(職員給与)総務部人事課給与係、(職員給与以外)会計管理室会計課出納係 電話番号 03-5722-9374(人事課給与係)、03-5722-9734(会計課出納係)	事前	
令和6年11月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和6年10月1日時点	事前	
令和6年11月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和6年10月1日時点	事前	
令和6年11月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		(新設)	事前	
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		(新設)	事後	